

# 新型インフルエンザ ワクチン接種が始まりました



## 1 ワクチン接種について

今回の新型インフルエンザは、「感染力は強いが、多くの場合軽症のまま回復」しています。ただし、基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）のある方や妊婦、幼児や児童などに重症化する傾向が見られます。

新型インフルエンザワクチンは、これまでのデータから重症化や死亡の防止に一定の効果が期待できますが、接種部位がはれたり・発熱などの副反応が出る場合もあり、まれにはありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。

この点をご理解いただき、[最終ページのQ&A](#)を参考に、個人の判断により接種を受けてください。

## 2 優先的に接種できる方と接種の方法について

新型インフルエンザワクチンは、当面確保できるワクチンの総量が限られており、その中から一定量が順次供給されるため、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」を目的として、より必要性の高い方々が早く接種できるようにすることが重要です。

そこで重症化リスクの高さという観点から下記のとおり優先的に接種できる方のスケジュールが示されました。

福島県が示したスケジュールと接種医療機関に提示する書類 表1

優先接種対象者	接種開始時期	提示する書類等
妊 婦	11月16日～	母子健康手帳
基礎疾患を有する方(表4)	1歳から小学3年生相当 最優先接種基準に該当する方	優先接種対象者証明書( )
	小学4～6年生相当	
	その他の方	
	11月16日～ 11月6日～	
幼 児(1歳から就学前)	11月16日～	母子健康手帳又は各種健康保険被保険者証
小学1～3年生に相当する年齢の方	12月14日～(予定)	母子健康手帳、各種健康保険被保険者証又は住民票
1歳未満の小児の保護者	12月21日～(予定)	優先接種対象者証明書( ) 各種健康保険被保険者証又は住民票
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等	1月中旬～(予定)	各種健康保険被保険者証、学生証又は住民票
小学4年生から中学生に相当する年齢の方	1月4日～(予定)	各種健康保険被保険者証、運転免許証又は住民票
高校生に相当する年齢の方	1月中旬～(予定)	各種健康保険被保険者証、住民票
65歳以上の方 (基礎疾患を有する方を除く)	1月中旬～(予定)	各種健康保険被保険者証、住民票
<p>11月6日より、入院患者等から前倒して接種を開始しています。                      優先接種対象者証明書は、かかりつけ医で接種する場合は不要です。                      12月1日以降の接種開始時期は、状況により若干変更になる場合があります。                      予約開始の目安は、2週間前です。複数の接種医療機関への接種予約はしないで下さい。                      年齢は、接種日時点のものです。                      接種実施期間は、平成22年3月31日までの予定です。                      保護者とは、常時世話をしている同一世帯の祖父母なども対象になります。提示書類も同一世帯であることが確認できる書類が必要です。</p>		

### 3 ワクチン接種が可能な医療機関について

相双管内で、入院している方やかかりつけ医がいる方以外の方のワクチン接種を受け付ける医療機関（一部）は表2のとおりです。

双葉郡内は、すべての医療機関を掲載いたしました。相馬市・南相馬市については、病院のみ掲載させていただきました。表2以外は県ホームページ（<http://www.pref.fukushima.jp>）または、新聞各紙（11月7日掲載）にてご確認下さい。

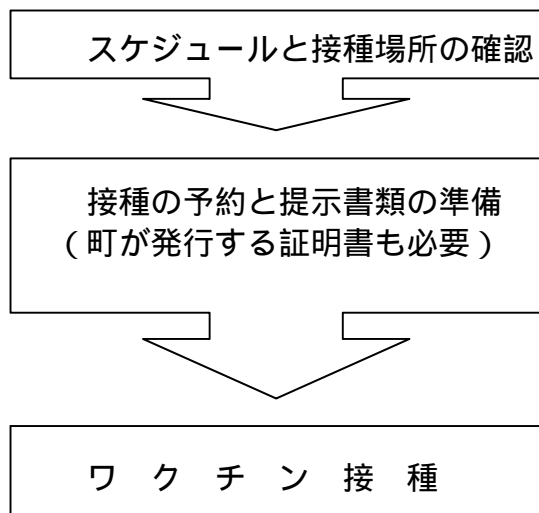
基礎疾患を有する方は、かかりつけ医での接種を基本としていますが、入院している方やかかりつけの方のみを受け付ける医療機関は、掲載されていません。接種が可能かどうかは、かかりつけ医にご相談下さい。また、基礎疾患を有する方が、かかりつけ医以外で接種する場合は、かかりつけ医が発行する「優先接種対象者証明書」が必要です。

かかりつけ医のない方等は、表2の医療機関で接種をすることができますが、接種は原則予約制ですので、接種を希望される場合は表2の医療機関にご連絡・ご相談下さい。

なお、ワクチン接種開始初期においては、ワクチンの供給量が少なく、接種できる人数に限りがあり、かかりつけ医以外での予約は困難な場合がありますので予めご了承願います。

	医療機関名（電話番号）		医療機関名（電話番号）
富岡町	水谷消化器科外科医院（22-3415）	浪江町	志賀医院（34-2771）
	夜の森中央医院（22-2211）		松本耳鼻咽喉科医院（34-1187）
	富岡クリニック（22-0333）		玉井医院（34-3165）
	川村医院（22-3311）		賛天堂渡部医院（34-2601）
	さくらクリニック（21-0873）		今村クリニック（24-0024）
	今村病院（22-6522）		手塚クリニック（24-0088）
広野町	馬場医院（27-2231）	浪江町	西病院（34-2525）
	根本医院（28-0300）		浪江町国民健康保険診療所（36-2005）
楢葉町	ときクリニック（25-1222）	葛尾村	葛尾診療所（29-2036）
川内村	川内村国民健康保険診療所（38-2009）	相馬市 0244-	公立相馬総合病院（36-5101）
大熊町	福島県立大野病院（32-2240）		相馬中央病院（36-6611）
	鈴木医院（31-0131）	南相馬市 0244-	南相馬市立総合病院（22-3181）
双葉町	酒井クリニック（23-0075）		渡辺病院（22-7000）
浪江町	佐川外科麻酔科医院（34-4005）		小野田病院（24-1111）
	佐藤内科医院（34-5761）	大町病院（24-2333）	

優先接種対象者に該当する方は、次の順序で、接種を受けてください。



不明な点は、かかりつけ医や保健センターにお問合せ下さい。

接種は予約が原則です。提示書類とは優先接種対象者であることを確認するための書類です。（表1で確認）町が発行する証明書とは、費用助成に関してです。「助成事業について」でご確認下さい。

ワクチン接種後には軽い副反応が出ることがあります。長引いたり・悪化するときは医師に連絡してください。

## 4 基礎疾患とは

「福島県が示したスケジュール」の中の《基礎疾患を有する方》とは、次の状態で入院又は通院中の方になります。自分が該当するかどうかは、かかりつけ医にご確認ください。

個別に医師が判定しますので、基礎疾患の内容によっては該当しない場合もあります。

また「最優先接種基準に該当する方」とは、特に重症化リスクが高い方として、基礎疾患を有する方のうち1歳から小学3年生に該当する子供や、一定の基準に該当すると医師が判断した方になりますので、かかりつけ医にご確認下さい。

表3

	基礎疾患の分類	病名や状態について
1	慢性呼吸器疾患	気管支喘息やCOPD、気道分泌物の誤嚥のリスクのある方（脳性麻痺、認知機能障害、精神運動発達障害等）を含む
2	慢性心疾患	血行状態に障害がある方を対象とする。ただし高血圧を除く。
3	慢性腎疾患	透析中の方、腎移植後の方を含む。
4	慢性肝疾患	慢性肝炎を除く。
5	神経疾患、 神経筋疾患	免疫異常状態、あるいは呼吸障害等の身体脆弱状態を生じた疾患・状態を対象とする。
6	血液疾患	鉄欠乏製貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く。
7	糖尿病	妊婦・小児、併発症のある方。またはインスリン及び経口糖尿病薬による治療を必要とする方
8	疾患や治療に伴う 免疫抑制状態	悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患、HIV感染症等を含む。
9	小児科領域の 慢性疾患	染色体異常症、重症心身障害児・者など。

なお、かかりつけ医での接種ができない場合（受託医療機関\*になっていない）は、「優先接種対象者証明書」を発行してもらい、別の医療機関で接種を受けて下さい。

## 5 ワクチン接種回数と接種間隔について

表4

接種対象者	回数
妊婦	1回接種（ ）
基礎疾患を有する方 （平成3年4月1日以前に生まれた方）	1回接種、ただし著しく免疫反応が抑制されている方は、医師と相談の上2回接種としても差し支えない。
1歳から小学6年生に相当する年齢の方	2回接種（4週間の間隔で）
中学生・高校生に相当する年齢の方	中学1年生で接種日時点で、13歳になっていない方は2回接種確定。 13歳以上は当面2回接種（ ）
1歳未満の小児の保護者	1回接種
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等	
65歳以上の方	

2回接種をする場合、4週間の間隔をあけることが望ましい

国では、12月に出される妊婦及び中高生を対象とした1回目の臨床試験・接種結果を踏まえ検証・判断を行うとしている。回数の変更があるかもしれません。

## 8 新型インフルエンザワクチンQ & A

## よくある疑問・質問！！

厚生労働省 Q&A より引用

**Q1 新型インフルエンザワクチン接種の目的は何ですか？**

A1 死亡者や重症者の発生をできるだけ減らし、患者が集中発生して医療機関が混乱することを防ぐことが目的です。感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種をしたからといってかからないわけではありません。

**Q2 新型インフルエンザワクチンの接種回数と間隔は？**

A2 1歳から13歳未満の者は2回確定。中高生も当面2回接種を前提とし、それ以上の年齢の方は1回接種とします。臨床試験の接種結果等を踏まえ判断される予定です。2回接種の場合、接種間隔は4週間あけることが望ましい。

**Q3 海外産と国内産は何が異なるのですか？**

A3 海外で製造されたワクチンは、国内での使用経験・実績がない、国内で使用経験のない免疫補助剤を使用している、国内で使用経験のない細胞培養による製造法が用いられている、筋肉への注射であること（国内産は皮下への注射）、小児に対しては用量が異なることなどが、国内で製造されたワクチンと異なっています。今後、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種を始めます。

**Q4 優先接種対象者は新型インフルエンザワクチンの接種をしなくてはいけないの？**

A4 あくまでも個人の意思が尊重される任意接種です。接種義務が生じるものではなく、該当する方のうち、希望者に接種を可能とするものです。

**Q5 ワクチンの効果はどれくらい持続しますか？**

A5 季節性インフルエンザの場合、接種後2週から5ヵ月程度予防効果が期待できるので新型インフルエンザの場合も同程度と考えられます。

**Q6 優先接種対象者でない人はワクチンの接種ができないのですか？**

A6 優先接種対象者以外の方々についても、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えています。優先接種が終了次第、流行の状況や接種の状況、ワクチン供給量などを踏まえて対応していきます。

**Q7 新型インフルエンザに感染した人でも新型インフルエンザワクチンの接種をしなくてはいけないの？**

A7 一般的に、新型インフルエンザに感染して発症した方は、免疫を持っていると考えられるため、予防接種をする必要はないと考えられます。ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言えるのは、専門の検査でウイルスの確認行われた方のみです。

**Q8 季節性インフルエンザワクチンは新型インフルエンザにも効果があるのでしょうか？**

A8 それぞれのワクチンはそれぞれのインフルエンザにしか効果がないと考えられています。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望する場合は、12月中旬までに接種することが望ましいとされています。なお、国産の新型インフルエンザワクチンと季節性インフルエンザワクチンを同時に接種することは、医師が必要と認めた場合に可能です。

新型インフルエンザについてのお問合せ・ご相談は  
富岡町相談窓口

**富岡町保健センター 電話 0240-22-9013(受付時間 平日 8:30~17:15)**

福島県相談窓口

**相双保健福祉事務所相談窓口 電話 0244-26-1182 (受付時間 平日 8:30~17:30)**

# ワクチン接種助成事業についてのお知らせ

(富岡町健康福祉課)

ワクチンの接種費用は、次のとおりです。(全国一律の料金です。)

1回目：3,600円

2回目：2,550円(1回目と異なる医療機関で接種した場合は3,600円になります。)

町では、重症防止と子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種を希望される優先接種対象者に対して、下記のとおりワクチン接種費用の助成を行います。助成を受けようとする場合、対象者証明書の申請が必要な方については下記のとおり手続きをしてください。

表3

優先接種対象者区分	利用者負担額	助成額	証明書申請の要・不要
	1回あたり	1回・2回	
妊婦	1,000円	2,600円 1,550円	不要
基礎疾患を有する方(表4)			要
1歳から中学3年生に相当する年齢の方	1,500円	2,100円 1,050円	要
1歳未満の小児の保護者 年齢は接種日時点			
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等			
高校生に相当する年齢の方			
65歳以上の方(基礎疾患を有する方以外) 年齢は接種日時点	0円	3,600円 2,550円	要
上記～に該当する、生活保護世帯の方			要
上記～に該当する、市町村民税非課税世帯の方			

証明書の申請が必要な方は、事前に保健センターに申請(印鑑等必要) 助成事業対象者証明書の交付を受け、他の提示書類と一緒に、受託医療機関(\*)に提出し接種を受けます。手続きの方法については、裏面をご覧ください。 申請1

医療機関の窓口では、利用者負担額をお支払い下さい。残りの金額を町が助成します。

証明書の交付を受けずに全額自費でワクチン接種をされた方や、県外の受託医療機関等でワクチン接種をされた方にも助成事業は適用されます。医療機関が発行した「新型インフルエンザ予防接種済証」と「領収書(金額がわかるもの)」にて請求ができます。手続きの方法については、裏面をご覧ください。 申請2

\*受託医療機関とは、新型インフルエンザワクチン接種に関して、国と契約を結んだ医療機関です。表2に相双管内の受託医療機関の一部を掲載しました。

## 〈 申請1～これからワクチン接種を受ける方 助成事業対象者証明書の申請 〉

ケース1： 1歳から中学3年生に相当する年齢の方のうち、集団生活をされているお子様

町内の、保育所・幼稚園・小学校・中学校・養護学校等は、各施設を通じて申請に必要な書類等を配布する予定です。個別に町での手続きは不要です。  
申請があった方には、施設を通じて対象者証明書を交付いたします。

ケース2： 1歳から中学3年生に相当する年齢の方のうち、集団生活をされていないお子様  
～ に該当する方

下記のとおり、個別に手続きが必要です。

持参するもの：対象者区分ごとに必要な証明書類等（表1参照）と印鑑  
本人確認書類（免許証や各種健康保険被保険者証等）

申請の場所：保健センター

申請の日時：土日祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分

申請の方法：所定の申請書の記入提出と必要な証明書類等の提示

証明書発行：確認終了後、即日発行

お願い 対象者証明書の申請は、接種予約日の2週間前から受け付けます。  
必ず、接種医療機関と予約日を確認の上、手続きをして下さい。

お願い に該当し平成21年1月2日以降に富岡町に転入された方については、市町村  
住民税の非課税確認ができませんので、平成21年1月1日現在お住いであつた市町村から、  
転入された世帯全員の非課税証明書の添付が必要となります。

## 〈 申請2～優先接種対象者で、全額自費でワクチン接種を受けた方 助成金の支払い請求 〉

ケース1：対象者証明書の交付を受けず、全額自費でワクチン接種をした。

ケース2：県外の受託医療機関で、全額自費でワクチン接種をした。

持参するもの：医療機関が発行した「新型インフルエンザ予防接種済証」と領収書と  
印鑑、  
請求者名義の銀行等口座情報（銀行名・店名・口座番号・預金種別等）

申請の場所：保健センター

申請の日時：土日祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分

申請の方法：所定の請求書の記入提出と予防接種済証と領収書の提示

支払いの方法：審査終了後、指定された口座に振り込まれます

助成事業についてのお問合せ・ご相談は

**富岡町保健センター 電話 0240-22-9013（受付時間 平日 8:30～17:15）**